

竹島をめぐる日韓領土問題の近年の経緯
—島根県の「竹島の日」制定から李明博韓国大統領の竹島上陸まで—

山 本 健太郎

- ① 韓国は我が国と、自由と民主主義、市場経済等の基本的価値を共有する重要な隣国である。一方で、日韓間の懸案事項として竹島（韓国名:独島）をめぐる領有権問題が存在する。日韓双方とも、竹島を自国の領土と主張し、真っ向から対立している。竹島問題は、歴史問題と併せて、日韓間の軋轢を生じさせる要因として作用してきた。
- ② 特に2005年に島根県が竹島の日条例を制定して以後、日韓間の対立が激化した。同条例に対し、韓国は政府の各種の声明文や国会決議、自治体間の交流断絶など、さまざまな形で抗議した。翌2006年にも日本が海洋調査を計画したのを機に日韓は対立した。
- ③ 2005年以後は、日本の教科書や外交青書、防衛白書等における竹島関連の記述について、韓国から毎年のように抗議が行われる状態が続いている。特に2008年には学習指導要領の解説書の記述をめぐり、駐日韓国大使が一時帰国する事態にまで発展した。
- ④ 韓国の竹島に関する措置は、多岐にわたり、さまざまな政府機関によって担われている。多くの政府機関が類似、重複した事業を推進していることや、施設の建設事業の比重が高すぎるものが指摘されている。
- ⑤ 2011年に日本の教科書検定で、竹島を記述したものが大幅に増加したことを受け、韓国政府は「独島領有権強化」を打ち出した。竹島における総合海洋科学基地や防波堤の建設事業などが推進されている。
- ⑥ 竹島の歴史的経緯について、日韓の見解は対立している。韓国政府は竹島に関する歴史研究を重視し、専門機関を設けて取り組んでいる。2005年に開始された竹島観光ツアーはその規模を拡大し、累計で40万人以上が竹島を訪れたとされている。竹島に関する広報や教育活動も重視されており、展示会の開催などが行われている。閣僚等が竹島に上陸し、韓国領であることをアピールする例も多く見られた。2012年8月には、李明博大統領が、韓国大統領として初めて竹島に上陸し、日韓関係は大きく悪化した。
- ⑦ 韓国の竹島に関する措置は、資料の制約もあり、その全体像を把握することは難しい。また、竹島に関する韓国の動きについて日本では十分に報道されているわけではない。しかし、竹島問題に対応する上でも、韓国の動向を把握することは重要であろう。

竹島をめぐる日韓領土問題の近年の経緯 —島根県の「竹島の日」制定から李明博韓国大統領の竹島上陸まで—

外交防衛課 山本 健太郎

目 次

はじめに

I 日韓両国の主張と竹島問題の経緯

II 日本の動きと韓国の対応

1 島根県の「竹島の日」制定

2 海洋調査をめぐる動き

3 教科書等への記述

4 白書等への記述

III 韓国の竹島に関する措置

1 概要及び実施体制

2 「独島総合海洋科学基地」構築等の事業

3 東北アジア歴史財団の設立と歴史研究

4 広報・教育活動

5 竹島ツアーの開始と拡大

6 大統領・閣僚等の竹島上陸

おわりに

はじめに

韓国は我が国と、自由と民主主義、市場経済等の基本的価値を共有する重要な隣国である⁽¹⁾。一方で、日韓間の懸案事項として竹島をめぐる領有権問題が存在する。竹島問題は、歴史問題と併せて、日韓間の軋轢を生じさせる要因として作用してきた。特に2005年に島根県が竹島の日条例を制定して以後、日韓間の対立が激化した。そして2012年に李明博韓国大統領が竹島に上陸し、日韓関係は大きく悪化した。

竹島問題は、我が国が抱える重要な外交課題の一つであり、関心は高い。日韓の識者による竹島の領有権をめぐる論争も活発に行われている。

その一方で、近年の動きについて整理した資料はそれほど多くはない⁽²⁾。外務省のウェブサイト⁽³⁾には、問題の概要や歴史的経緯が掲載されているが、近年の動きについての情報は少ない。竹島に関し、何らかの動きがあると新聞等でも報道されるが、特に韓国の動きについては十分に報道されているとは言い難い。また、政府その他の機関が発行する年鑑類等⁽⁴⁾は、毎年動向は掲載しているが、長期的な動向を把握するには適していない。竹島に関する図書や雑誌記事、論文等も、その数は少なくないものの、竹島の歴史的経緯や領有権等に関して、一定の主張を行うことを目的としているものが大半であり、事実関係の整理を目的としているわけではない。

そこで、本稿では、竹島をめぐる近年の動向を整理する。具体的には竹島に関する日韓の対立が激化した2005年以後の主要な動向を鳥瞰することを目的とする。そのため、日韓の主張

や措置の妥当性を論じることは避け、事実関係について客観的な記述を行うことに重点を置く。竹島問題に対応する上で、事実に基づいた状況の把握は重要であり、事実関係を整理した資料が少ないなかで、それを行う意義は小さくないと考える。

本稿の構成は次のとおりである。

まずIで、竹島に関する日韓両国の主張と竹島問題の経緯の概要を述べる。

その上でIIでは、2005年以後の竹島に関する日本の動きと、それに対する韓国の対応について述べる。具体的には、竹島の日条例の制定や海洋調査、日本の教科書や白書などへの記述をめぐる動きを紹介する。

そしてIIIでは、韓国の竹島関連の措置について述べる。韓国では多くの政府機関が竹島に関連する措置を行っている。また李明博大統領の竹島上陸以前にも韓国要人による上陸がしばしば行われてきた。このような日本として注視すべき韓国の動向を紹介する。また、韓国の措置に対する日本の反応についても言及する。

なお、竹島は韓国では「独島（ドクト）」と呼ばれている。本稿では原則として「竹島」を用いるが、韓国の動向を紹介する際には「独島」を用いる場合がある。また、文中の肩書はすべて当時のものであり、参照したウェブサイトの情報は2012年9月21日現在である。

I 日韓両国の主張と竹島問題の経緯

竹島について、日本政府は「竹島は、歴史的
事実
に照らしても、かつ国際法上も明らかに我が国固有の領土」であり「韓国による竹島の占拠は、国際法上何ら根拠がないまま行われている不法占拠であり、韓国がこのような不法占拠

(1) 「大韓民国」外務省ウェブサイト <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/korea/data.html>>

(2) 例えば次がある。高藤奈央「日本の外交・防衛政策の諸課題⁽⁵¹⁾竹島問題の概要」『時の法令』1900号, 2012.2.28, pp.51-57.

(3) 「竹島問題」外務省ウェブサイト <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/takeshima/index.html>>

(4) 例えば『外交青書』（外務省）や『アジア動向年報』（日本貿易振興機構アジア経済研究所）等。

に基づいて竹島に対して行ういかなる措置も法的な正当性を有するものではない」という立場を取っている⁽⁵⁾。一方で、韓国政府は「独島は、歴史的・地理的・国際法的に明らかに韓国固有の領土」「独島をめぐる領有権紛争は存在せず、独島は外交交渉及び司法的解決の対象にはなり得ない」「韓国政府は、独島に対し確固たる領土主権を行使している」「韓国政府は、独島に対するいかなる挑発にも断固かつ嚴重に対応しており、今後も引き続き独島に対する韓国の主権を守っていく」という主張をしている⁽⁶⁾。このように、竹島の領有権をめぐり、日韓の主張は鋭く対立している。日韓両政府とも、竹島に関するウェブサイトを開設しており、韓国側の主張も日本語で読むことができる。

前述したように、本稿は竹島をめぐる近年の動向を整理することを目的とするため、日韓の主張の妥当性や歴史的経緯の詳細については踏み込まない⁽⁷⁾。近年の動向を理解するために必要な範囲で、それより前の経緯について要点のみを記しておく。日本政府が竹島を島根県に編入した1905年以後の主な動きをまとめたのが表1である。

1952年には韓国の李承晩大統領が、「海洋主権宣言」を行い、「李承晩ライン」を設定し、そのライン内に竹島を取りこんだ。日本政府はこれに抗議した。これによって、日韓間で竹島の領有権をめぐり対立が発生することとなった。

1954年から韓国の警備隊員が竹島に常駐し、

宿舎や監視所、灯台、沿岸施設などを構築している。1954年と1962年には、日本は竹島の領有権問題を国際司法裁判所（ICJ）に付託することを提案したが、韓国はこれを拒否した。

1965年には、日韓は竹島問題を先送りしたまま、日韓基本条約によって国交を正常化した。

1996年、日韓両国は国連海洋法条約（1994年発効）を批准したため、両国は排他的経済水域（EEZ）の中間線を画定する必要性が生じた。竹島が日韓どちらの領土であるかによって、中間線が変わるため、竹島の領有権問題が再燃することとなった。この問題が浮上した1996年2月ころから、韓国が接岸施設の建設計画の推進や軍事演習などを行い、日本はそれに抗議するといった形で日韓間の対立がみられた。その後の交渉で、竹島問題を棚上げし、竹島周辺を暫定水域とする新日韓漁業協定が1998年に締結され、1999年に発効した。

II 日本の動きと韓国の対応

1 島根県の「竹島の日」制定

2005年には、日韓国交正常化40周年を記念し、「日韓友情年2005」としてさまざまな交流が実施された。これは、2003年6月の日韓首脳会談での合意を受けて行われたものである⁽⁸⁾。しかし、2005年3月に島根県が竹島の日条例を制定したのを契機に、日韓関係は悪化することとなった。

2005年2月23日に島根県議会に「竹島の日

(5) 前掲注(3) なお、2009年9月に、自民党政権から、民主党政権へと交代したが、この立場に変更はない。ただし、国会審議において外相等の閣僚は「不法占拠」という表現を避け、「法的根拠のない形で支配されている」といった表現を用いていた。例えば次を参照。第179回国会参議院予算委員会会議録第3号 平成23年11月15日 p.12. (玄葉光一郎外相の答弁) <<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/179/0014/17911150014003a.html>> しかし、2012年8月の李明博大統領の竹島上陸後には、「不法占拠」の表現を用いるようになった。第180回国会参議院決算委員会会議録第7号 平成24年8月22日 pp.12-13. (玄葉外相の答弁)

(6) 「独島に対する大韓民国政府の基本的な立場」外交通商部ウェブサイト <<http://dokdo.mofat.go.kr/#>> 同サイトには韓国政府の立場を示した日本語のパンフレットもアップされている。

(7) 竹島問題の歴史的経緯を整理したものとして次がある。塚本孝「竹島領有権問題の経緯【第3版】」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』701号, 2011.2.22.

(8) 外務省『外交青書2006』外務省, 2006, p.215.

表1 竹島に関する主な動き

(ゴシック体は日本の動きを示す)

年月日	動き	
1905	1.28 日本政府が閣議決定で、竹島を日本領土に編入	
	2.22 「島根県告示第40号」により、竹島の島根県編入を公示	
1945	8.15 韓国、日本の統治から解放	
1948	8.15 大韓民国成立	
1951	9.8 日本、サンフランシスコ平和条約に調印。竹島は日本が放棄すべき領土には含まれず	
1952	1.18 韓国、李承晩ラインを設定し竹島を自国領に含める	
1954	9.25 日本、竹島の領有権問題を国際司法裁判所（ICJ）に付託することを韓国側に提案。10月28日、韓国は拒否	
1962	3 日本、日韓外相会談で、竹島の領有権問題を国際司法裁判所に付託することを韓国側に提案。韓国は拒否	
1965	6.22 日韓基本条約締結。竹島問題は先送り	
1994	11.16 国連海洋法条約発効	
1996	2.8 日本、韓国による竹島の接岸施設建設設計画の推進に対し抗議	
	2.15 韓国、竹島周辺で軍事演習。日本は抗議	
1999	1.22 新日韓漁業協定発効。竹島周辺は暫定水域に	
2002	10.28 韓国国会図書館、独島資料室を設置	
2003	2.25 韓国で盧武鉉政権発足	
2004	1.16 韓国、竹島の絵柄が入った切手を発行	
2005	2.23 島根県議会に「竹島の日を定める条例」案が提出される。韓国、条例案の廃棄を要求	
		高野紀元駐韓大使、「竹島は日本の領土」と発言
	3.1 盧武鉉大統領、3・1独立運動の記念式典で日本に対して歴史問題を提起する演説	
	3.16 島根県、「竹島の日」制定。韓国は抗議	
		慶尚北道、姉妹提携関係を撤回して島根県との断交を宣言
	3.17 韓国国家安全保障会議（NSC）、日本に断固として対処するとの声明文を発表	
	3.18 韓国馬山市、対馬を韓国領とする「対馬島の日条例」を制定	
	3.23 盧武鉉大統領、日本との外交戦争も起こり得るとする「国民に捧げる手紙」を発表	
	3.24 韓国、竹島上陸を許可制から申告制に変更	
	4.5 教科書検定の結果公表。竹島を日本の領土であると明記した中学校の公民教科書が合格。韓国は抗議	
	4.6 韓国国会、「独島守護及び日本の歴史教科書歪曲対策特別委員会」を設置	
	4.8 韓国、「東北アジアの平和のための正しい歴史確立企画団」を設置	
	4.26 韓国、「独島の持続可能な利用に関する法律」を制定。外務省は抗議	
	5.2 陳大濟情報通信部長官、竹島上陸	
	5.4 韓国国会、「日本国の独島領有権主張中断要求及び大韓民国、独島領有権守護決議案」を可決	
	6.9 慶尚北道、「独島の月」を定める条例を制定	
	7.12 韓国海軍の輸送艦「独島」進水式	
8.3 韓国国防部、日本の防衛白書に抗議		
2006	2.22 島根県、竹島の日記念行事開催。韓国は抗議	
	3.29 教科書検定の結果公表。竹島を取り上げた高校低学年用の地理と公民の教科書が増加。翌30日、韓国は抗議	
	4 海上保安庁が海洋調査を計画。韓国は測量船の拿捕も辞さずと反発	
	4.21-22 日韓事務次官級協議で海洋調査をめぐる対立は収束	
	4.25 盧武鉉大統領、竹島問題を歴史問題として対日批判する内容の「対日政策に関する特別談話」を発表	
	5.1 鄭東泳ウリ党議長、竹島上陸	
	5.4 韓国、「独島の持続可能な利用のための基本計画」（第1次）を策定	
	5.12 日本政府、「大韓民国による竹島の占拠は不法占拠」と記述した答弁書を閣議決定。韓国は抗議	
	5.25 韓国中央選挙管理委員会、竹島に不在者投票所を設置	
	6.30 韓国国会、「独島守護及び歴史歪曲対策特別委員会」を設置	
8.1 韓国国防部、日本の防衛白書に抗議		
9.28 韓国、東北アジア歴史財団設立		
2007	2.24 島根県、竹島の日記念行事開催。韓国は抗議	
	3.30 教科書検定の結果公表。竹島を日本領とした高校中学年用の教科書が通過。韓国は抗議	
	7.6 韓国国防部、日本の防衛白書に抗議	
2008	2.22 島根県、竹島の日記念行事開催。韓国は抗議	
	2.25 韓国で李明博政権発足	
	2 外務省、『竹島問題を理解するための10のポイント』を発行	
	5.18 文部科学省が中学校社会科の学習指導要領解説書に竹島を明記するとの報道。韓国は反発	
	7.9 李明博大統領、福田康夫首相に学習指導要領解説書に竹島明記が検討されているとの報道について「深刻な憂慮」を伝える	
	7.11 韓国国会、学習指導要領の解説書への竹島の領有権明記に反対する決議を可決	
	7.14 中学校社会科の学習指導要領解説書に竹島について記述。韓国は抗議。翌15日、権哲賢駐日韓国大使は一時帰国	
	7.29 韓昇洙国務総理、竹島上陸	
	7.30 韓国の空海軍、竹島近海で初の大規模公開軍事演習を実施	
	8.4 韓国、国務総理室傘下に「政府合同独島領土管理対策団」設置	

	8.14	韓国、東北アジア歴史財団傘下に「独島研究所」設置
	8.26	韓国国会、「独島領土守護対策特別委員会」設置
	9.5	韓国国防部、日本の防衛白書に抗議
2009	2.22	島根県、竹島の日記念行事開催。韓国は抗議
	7.17	韓国国防部、日本の防衛白書に抗議
	11.20	韓国国会図書館、竹島に独島分館を設置
2010	2.22	島根県、竹島の日記念行事開催。韓国は抗議
	3.30	教科書検定の結果公表。小学5年生の社会科の全教科書に竹島明記。韓国は抗議
	4.2	韓国国会、教科書検定の取消しを求める決議を可決
	4.18	金炯昨国会議長、竹島上陸
	4.28	韓国国会、「独島領土守護対策特別委員会」を設置
	9.10	韓国国防部、日本の防衛白書に抗議
	9.16	韓国国会、防衛白書の「独島領有権主張撤回」と日韓国交正常化交渉の際の竹島関連文書の公開を求める決議を可決
2011	2.22	島根県、竹島の日記念行事開催。韓国は抗議
	3.10	韓国国会、教科書検定と歴史問題に関する決議を可決
	3.11	東日本大震災。韓国は積極的に支援
	3.30	教科書検定の結果公表。中学校の地理と公民の教科書において竹島について記述したものが大幅に増加。韓国は抗議
	4.1	李周浩教育科学技術部長官、竹島上陸
	4.5	韓国国会、教科書検定の取消しを求める決議を可決
	4.12	李在五特任長官、竹島上陸
	5.24	韓国の国会議員3名、北方領土を訪問
	5.25	白喜英女性部長官、竹島上陸
	6.15	孟亨奎行政安全部長官、竹島上陸
	6.16	大韓航空が竹島上空でデモフライト。7月、外務省は職員の大韓航空機搭乗を1か月間、利用自粛
	8.1	李在五特任長官、竹島上陸
		韓国、鬱陵島を訪問しようとした日本の国会議員3名の入国拒否
	8.2	韓国国防部、日本の防衛白書に抗議
	10.28	韓国の財団、竹島でファッションショーを開催。金寛容慶尚北道知事らが観覧
	11.11	「独島を守る国会議員の集い」、竹島で音楽会を開催
2012	3.27	教科書検定の結果公表。高校の地理の全教科書が竹島について記述。韓国は抗議
	4.11	「日本の領土を守るため行動する議員連盟」、竹島をめぐる領土問題の早期解決を求める東京集会を開催。山口壮外務副大臣と長島昭久首相補佐官も出席。韓国は抗議
	4.3-6.10	韓国国立中央科学館、独島特別展を開催
	5.12-8.12	韓国、2012年麗水国際博覧会で「独島総合海洋科学基地」の映像を流す。日本政府、6月2日のジャパンデーに政府幹部を派遣せず
	6.28	黄祐呂セヌリ党代表ら、竹島上陸
	7.31	韓国国防部、日本の防衛白書に抗議
	8.10	李明博大統領、竹島上陸。日本、武藤正敏駐韓大使を一時帰国させる
	8.17	日本、ICJへの合意付託の提案や体制強化など、大統領の竹島上陸への対応措置を発表。野田佳彦首相、李明博大統領に親書を送付
	8.21	日本、竹島の領有権問題についてICJへの合意付託に同意するよう提案する口上書を韓国に提出
	8.22	玄葉光一郎外相、国会答弁で韓国による竹島の占拠を「不法占拠」と発言
	8.24	韓国、郵送で親書を返送。玄葉外相、申珪秀駐日韓国大使に抗議
		衆議院、「李明博韓国大統領の竹島上陸と天皇陛下に関する発言に抗議する決議」を可決。韓国は批判
	8.29	参議院、「李明博韓国大統領の竹島上陸と天皇陛下に関する発言に抗議する決議」を可決。韓国は批判
	8.30	韓国、ICJへの合意付託についての日本の提案を拒否すると回答。玄葉外相、談話で単独での付託を含め、適切な手段を講じていく考えを示す
	9.3	韓国国会、日本の竹島領有権の主張の撤回を求める決議を可決

(出典) 筆者作成

を定める条例」案が提出された。これは竹島が島根県に編入されて100周年となるのを機に、国民世論の啓発を図ることを趣旨として、「島根県告示第40号」により竹島の島根県編入が公示された2月22日を竹島の日と定めるものである⁽⁹⁾。同日、高野紀元駐韓大使がソウルで開いた記者会見で「竹島は日本の領土」と発言した⁽¹⁰⁾ことと合わせ、韓国では激しい抗議が行われた。韓国の外交通商部は、条例案の廃棄を要求する報道官の声明を出した⁽¹¹⁾。

条例案に対する反発が広がるなか、3月1日に行われた3・1独立運動の記念式典において、盧武鉉大統領が日本に対して歴史問題を提起する演説を行った⁽¹²⁾。大統領は、2004年7月に行われた日韓首脳会談において、在任中、日本の歴史問題を提起しない旨を表明していた⁽¹³⁾が、それがこれを機に大きく変容することとなった。

また2005年3月9日、潘基文外交通商部長官は「竹島問題は国土、主権に関連する問題であり、日韓関係よりも上位の概念であると言える」として断固たる対応を取ると表明した⁽¹⁴⁾。

そして、3月16日、竹島の日条例が島根県議会で可決され、成立した。

これに対する韓国の反発は強く、各種の反応が見られた。

まず、韓国政府の対応である。条例が成立した16日、外交通商部はこれに抗議する報道官声明を出した⁽¹⁵⁾。翌17日には日本に断固として対処するとした国家安全保障会議(NSC)常任委員会の声明文⁽¹⁶⁾、23日には日本との厳しい外交戦争も起こり得るとした盧武鉉大統領の「日韓関係と関連して国民に捧げる手紙」⁽¹⁷⁾が出され、歴史問題と併せて、対日批判が立て続けに行われた⁽¹⁸⁾。

そして、韓国の国会は4月26日に「独島の持続可能な利用に関する法律」⁽¹⁹⁾を制定した。同法は竹島と竹島周辺海域の生態系保護、海洋水産資源の合理的な管理・利用について定めるものであった⁽²⁰⁾。これに対し、日本の外務省は抗議を行った⁽²¹⁾。

また、韓国の国会には同年3月から5月にかけて日本を非難する多くの決議案が提出された。最終的には、5月4日に「日本国の独島領

(9) 「島根の活動」島根県ウェブサイト <<http://www.pref.shimane.lg.jp/soumu/web-takeshima/takeshima02/>>

(10) 「韓国、撤回を要求 島根県議会『竹島の日』」『朝日新聞』2005.2.24.

(11) 「일본 시마네현의 “독도의 날” 제정안 제출관련 외교부 대변인 논평」2005.2.23. <http://m.mofat.go.kr/xhtml/board_view.jsp?divisionid=9263&divisionnm=%C1%A4%BA%CE%B9%DF%C7%A5%B9%AE&s_page=5&ss=&rnum=37>

(12) 「제 86 주년 3·1 절 기념사」2005.3.1. 韓国国家記録院大統領記念館ウェブサイト <http://pa.go.kr/online_contents/speech/speech02/1309680_6175.jsp> 邦訳は次を参照。盧武鉉「日本の知性に訴える—盧武鉉韓国大統領の三・一節記念演説」『世界』739号, 2005.5, pp.85-87.

(13) 「日韓首脳会談・共同会見<要旨>」『朝日新聞』2004.7.22.

(14) 「장관, 내외신 정례브리핑시 독도 관련 질의응답」2005.3.9. 外交通商部ウェブサイト <<http://www.mofat.go.kr/webmodule/htsboard/template/read/korboardread.jsp?typeID=6&boardid=9263&seqno=312251>>

(15) 「일본 시마네현의 “독도의 날” 조례 제정관련 외교부 대변인 성명」2005.3.16. 外交通商部ウェブサイト <http://m.mofat.go.kr/xhtml/board_view.jsp?divisionid=9263&divisionnm=%C1%A4%BA%CE%B9%DF%C7%A5%B9%AE&s_page=4&ss=&rnum=35>

(16) 「NSC 상임위원회 성명문」2005.3.17. 外交通商部ウェブサイト <<http://www.mofat.go.kr/webmodule/htsboard/template/read/korboardread.jsp?typeID=6&boardid=9263&seqno=312248>>

(17) 「한·일관계와 관련하여 국민 여러분께 드리는 글」2005.3.23. 韓国国家記録院大統領記念館ウェブサイト <http://pa.go.kr/online_contents/speech/speech02/1309695_6175.jsp>

(18) この経緯については、次も参照。小針進「日韓関係とパブリック・ディプロマシー」小此木政夫・河英善編『日韓新時代と共生複合ネットワーク』(シリーズ・日韓新時代3)慶應義塾大学出版会, 2012, pp.162-165.

(19) 「독도의 지속가능한 이용에 관한 법률」<<http://law.go.kr/lInfoP.do?lsiSeq=68397&ancYd=20050518&ancNo=07497&efYd=20051119&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202#AJAX>>

有権主張中断要求及び大韓民国、独島領有権守護決議」が可決された⁽²²⁾。これには後述する竹島について記述された日本の教科書に対する批判も盛り込まれた。4月6日には国会に「独島守護及び日本の歴史教科書歪曲対策特別委員会」が設置された⁽²³⁾。これは「日本の独島領有権の主張と教科書歪曲行為に対する根本的で多角的な対策を論議するため」のものとしてされた。

さらに、韓国の自治体レベルでも動きがみられた。条例が成立した16日、慶尚北道は姉妹提携関係を撤回して島根県との断交を宣言した⁽²⁴⁾。同道は6月には「独島の月」を定める条例⁽²⁵⁾

を制定した。同条例には島根県の竹島の日条例制定に対応するためのものであると明記されている。また馬山市は、3月18日、対馬を韓国領とする「対馬島の日条例」⁽²⁶⁾を制定した。

なお、この時期に行われた、竹島に関する歴史研究機関の設立や、竹島ツアーの開始も、竹島の日条例への対抗措置の一環とみられる。これらについてはⅢで述べる。

このほか、韓国は2005年7月12日に進水式が行われた海軍の輸送艦に「独島」と名付けた⁽²⁷⁾。これに対する日本の問題提起に対し、韓国の外交交通商部は報道官声明で、遺憾を表明した⁽²⁸⁾。

-
- (20) 同法は2012年に改正され、政策の実効性強化が図られている。菊池勇次「日本関係情報 韓国『独島の持続可能な利用に関する法律』の改正」『外国の立法』No.250-2, 2012.2, pp.41-42. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3383255_po_02500215.pdf?contentNo=1>
- (21) 「韓国国会による竹島の『持続可能な利用』に関する法律について」2005.4.27. 外務省ウェブサイト <http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/17/dga_0427.html>
- (22) 「일본국의 독도영유권 주장 중단 촉구 및 대한민국 독도영유권 수호 결의안」<<http://naph.assembly.go.kr/billDisplay.do?billId=030588>>
- (23) 「독도수호 및 일본의 역사교과서 왜곡대책 특별위원회 구성결의안」<<http://naph.assembly.go.kr/billDisplay.do?billId=030363>> 同委員会の活動期限は2005年12月31日とされた。
- (24) 「성명서 - 일본 시마네현의회 의회 소위 “독도의 날” 조례 의결 관련 -」2005.3.16. 慶尚北道ウェブサイト <http://www.gb.go.kr/open_content/silver/index.jsp?LARGE_CODE=120&MEDIUM_CODE=1&SMALL_CODE=&SMALL_CODE2=&SMALL_CODE3=&URL=/Common/board/board.jsp?BD_CODE=silver_news&B_STEP=4397099&cmd=2>
- (25) 「경상북도 독도의 달 조례」경상북도 <<http://www.law.go.kr/LSW/ordinInfoPWah.do?ordinSeq=6479000000555&gubun=ELIS>>
- (26) 「대마도의 날 조례」경상남도 (구) 마산시 <<http://www.law.go.kr/ordinInfoP.do?ordinSeq=5280000001131&gubun=ELIS>> ただし、同条例について、韓国の外交交通商部は「愛国的忠誠は十分に理解できる」としながらも「不必要な批判を誘発する可能性が高く自制すべき」とする報道官声明を出している。「마산시 의회의 ‘대마도의 날’ 제정 관련 외교통상부 대변인 논평」2005.3.19. 外交交通商部ウェブサイト <http://www.mofat.go.kr/webmodule/htsboard/hbd/hbdread.jsp?typeID=6&boardid=235&seqno=290934&c=TITLE&t=&pagenum=563&tableName=TYPE_DATABOARD&pc=&dc=&wc=&lu=&vu=&iu=&du=>> なお、その後、馬山市は昌原市となり、現在でも対馬島の日条例は存続している。 <http://eminwon.changwon.go.kr/emwp/jsp/lga/homepage/LgaOrdWebLawR.jsp?sf_lawr_mgt_no=2000003202&step=110> また、対馬については、韓国資本による不動産買収が活発に行われていることや、竹島と関連して関心が高まっていることが報道されている。「【対馬が危ない!!】韓国はどう思っているのか 竹島への“報復心理”」『産経新聞』2008.10.24. など。
- (27) 「亞 최대 수송 상륙함 ‘독도함’ 진수」『국방일보』2005.7.13. <<http://kookbang.dema.mil.kr/kdd/GisaView.jsp?writeDate=20050713&writeDateChk=20050713&menuCd=3004&menuSeq=3&kindSeq=4&menuCnt=>>> この記事は「日本の独島関連妄言が相次いで出てきた時期に私たちの国民の独島守護意志を込めて名付けられた独島艦の活躍が期待される」との文で結ばれている。
- (28) 「우리 해군 신규 수송함의 ‘독도함’ 명명 관련 일본측 유감표명에 대한 외교부 대변인 논평」2005.7.13. 外交交通商部ウェブサイト <<http://www.mofat.go.kr/webmodule/htsboard/template/read/korboardread.jsp?typeID=6&boardid=235&seqno=291439>>

こうした日韓間の軋轢により、日韓友情年2005の文化事業の一部が中止や延期となった⁽²⁹⁾。

2006年以後、島根県は毎年2月、竹島の日記念行事を開催している⁽³⁰⁾。これに対して、韓国はその都度、外交通商部報道官声明を出して抗議している。

2 海洋調査をめぐる動き

2006年も前年に引き続き竹島をめぐる日韓間の軋轢が起きた。

4月、日本の海上保安庁は、日韓EEZ境界未画定海域において、海底地形等の調査を行うことを計画していた。この調査は、同年6月の海底地形名称に関する国際会議において、韓国が名称を付けることを提案しようとしていたことに対する対応策として位置付けられていた。これに対し、韓国は測量船を拿捕する可能性も示唆し、両国の緊張が高まった。そうしたなか、4月21、22日に、日韓の次官級協議が行われ、韓国が国際会議に海底地形の韓国名を提案しない代わりに、日本が海洋調査を中止することや、EEZの画定交渉を再開することで合意し、事態收拾が図られた⁽³¹⁾。

しかし、その直後の4月25日、盧武鉉大統

領が竹島問題を歴史問題と関連付けて対日批判する内容の「日韓関係に関する特別談話」⁽³²⁾を発表し、問題は尾を引いた。

このほかにも韓国はこの時期、竹島に関連するいくつかの動きを見せた。

5月4日に、韓国は前述した「独島の持続可能な利用に関する法律」に基づき、「独島の持続可能な利用のための基本計画」(2006-2010、第1次)を策定した⁽³³⁾。

また、5月25日、中央選挙管理委員会は地方選挙に先立ち、竹島に不在者投票所を設置した⁽³⁴⁾。

そして、6月30日、韓国の国会は「独島守護及び歴史歪曲対策特別委員会」を設置した⁽³⁵⁾。これは、日本の竹島領有権の主張や「教科書歪曲行為」に加え、中国が高句麗を中国史の一部と位置付けていることに対する対策を論議するためのものとされた。日本が竹島の日記念行事を行ったり、海洋調査を行う姿勢を見せたりしたことが、設置の理由に挙げられた。

一方で日本政府は、5月12日、「大韓民国による竹島の占拠は不法占拠」と記述した答弁書を閣議決定した⁽³⁶⁾。これに対し、韓国の外交通商部は報道官声明を出して抗議した⁽³⁷⁾。

(29) 前掲注(8)

(30) 前掲注(9)

(31) 村田純一「竹島問題、土壇場で危機回避」『世界週報』87巻23号, 2006.6.20, pp.6-8.

(32) 「한·일 관계에 대한 특별 담화문」2006.4.25. 韓国国家記録院大統領記念館ウェブサイト <http://pa.go.kr/online_contents/speech/speech02/1309879_6175.jsp>

(33) 해양수산부 「독도의 지속가능한 이용 기본계획」 2006.5.4.

(34) 중앙선거관리위원회 「독도에 부재자 투표소 설치」 2006.5.18; 「독도 첫 부재자 투표 25분만에 끝나」『서울신문』 2006.5.26. <<http://www.seoul.co.kr//news/newsView.php?code=seoul&id=20060526010006&keyword=%B5%B6%B5%B5%20%BA%CE%C0%E7%C0%DA%20%C5%F5%C7%A5>>

(35) 「독도수호 및 역사왜곡 대책 특별위원회 구성결의안」 <<http://naph.assembly.go.kr/billDisplay.do?billId=035027>> 同委員会の活動期限は当初、2006年12月31日までとされていたが、2007年12月31日までに延長された。「독도수호 및 역사왜곡 대책 특별위원회 활동기간 연장의 건」 <<http://naph.assembly.go.kr/billDisplay.do?billId=038513>>

(36) 鈴木宗男衆議院議員提出「竹島問題に関する質問主意書」(平成18年4月24日質問第236号)に対する答弁書(平成18年5月12日内閣衆質164第236号) <http://www.shugiin.go.jp/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/b164236.htm>

(37) 「일본 각의의 ‘독도 관련 답변서’에 대한 대변인 논평」 2006.5.12. 外交通商部ウェブサイト <http://www.mofat.go.kr/webmodule/htsboard/template/read/korboardread.jsp?typeID=6&boardid=235&seqno=289702&c=&t=&pa genum=1&tableName=TYPE_DATABOARD&pc=&dc=&wc=&lu=&vu=&iu=&du=>>

3 教科書等への記述

教科書に関しては、2005年以前にも、歴史教科書の記述をめぐる日韓間で問題になることがあった⁽³⁸⁾。2005年以後は、竹島の記述に関して韓国から毎年のように抗議が行われる状態が続いている⁽³⁹⁾。また2008年には学習指導要領の解説書の記述をめぐる問題が起きた。以下では、各年の教科書等への記述と韓国の対応を整理する。

(1) 2005年

前述したように、2005年は島根県の竹島の日条例制定をめぐる日韓間で大きな問題が起きた。そのさなかの2005年4月5日、中学校の教科書検定の結果が公表された。一部の公民教科書が竹島を日本の領土であると明記したことや、前回2001年の検定の際にも中国や韓国から歴史を歪曲しているとして問題とされた扶桑社の歴史教科書が合格したことに対し、韓国は反発した。外交通商部は教科書検定の結果に抗議する報道官声明を出した⁽⁴⁰⁾。また、韓国の国会は前述したように4月6日、特別委員会を設置し⁽⁴¹⁾、5月4日には竹島の日条例と合わせ

て抗議する決議を可決した⁽⁴²⁾。

(2) 2006年

2006年3月29日、高校低学年用の地理と公民の教科書検定の結果が公表された。文部科学省が出版社に対し、竹島を日本の領土と記述するよう修正を求めた検定意見を出したため、竹島を取り上げた教科書が増えることとなった。これに対し、韓国は翌30日、外交通商部の報道官声明を出して抗議した⁽⁴³⁾。また、前述したように、韓国の国会は同年6月に「独島守護及び歴史歪曲対策特別委員会」を設置した⁽⁴⁴⁾。

(3) 2007年

2007年3月30日には、竹島を日本領とした高校中学年用の教科書が検定を通過した。これに対し韓国は外交通商部の報道官声明を出して抗議した⁽⁴⁵⁾。

(4) 2008年

2008年には、教科書検定では問題は起こらなかったが、中学校社会科の新しい学習指導要領の決定に伴い、その解説書をめぐる記述が問題

(38) 日韓間の歴史教科書問題は、これまで、1982年、1986年、2001年、2005年の4回発生している。「学校で教える『日本との過去』 基礎からわかる中韓歴史教科書」『読売新聞』2005.5.26; 李元徳「歴史問題を巡る日韓の葛藤メカニズム」金慶珠・李元徳編著『日韓の共通認識—日本は韓国にとって何なのか?』東海大学出版会, 2007, p.33. 2005年を除く3回の教科書問題の日韓両国の対応過程については次を参照。鄭根珠『日韓関係における歴史認識問題の反復—教科書問題への対応過程』(早稲田大学モノグラフ 41) 早稲田大学出版部, 2011.

(39) 2005年より前にも竹島は日本の教科書に記述されていたが、日韓間で問題化するのは2005年以後であった。各年の教科書への記述状況については次を参照。俵義文「竹島/独島は日本の教科書にどう書かれているか」『戦争責任研究』64号, 2009. 夏季, pp.78-92.

(40) 「일본 교과서 검정 결과 발표에 대한 외교부 대변인 성명」2005.4.5. 外交通商部ウェブサイト <<http://www.mofat.go.kr/webmodule/htsboard/template/read/korboardread.jsp?typeID=6&boardid=235&seqno=290295>>

(41) 前掲注(23)

(42) 前掲注(22)

(43) 「일본 고등학교 지리역사 및 공민 교과서 검정 결과에 대한 대변인 성명」2006.3.30. 外交通商部ウェブサイト <http://www.mofat.go.kr/webmodule/htsboard/hbd/hbdread.jsp?typeID=6&boardid=235&seqno=293427&c=TITLE&t=&pagenum=523&tableName=TYPE_DATABOARD&pc=&dc=&wc=&lu=&vu=&iu=&du=>>

(44) 前掲注(35)

(45) 「2007년 일본 고교 교과서 검정 결과에 대한 대변인 성명」2007.3.30. 外交通商部ウェブサイト <http://www.mofat.go.kr/webmodule/htsboard/hbd/hbdread.jsp?typeID=6&boardid=235&seqno=291971&c=TITLE&t=&pagenum=456&tableName=TYPE_DATABOARD&pc=&dc=&wc=&lu=&vu=&iu=&du=>>

となった。学習指導要領の解説書が公表される前から、文部科学省が竹島について「我が国固有の領土」と明記する方針を固めたとする報道が行われ⁽⁴⁶⁾、韓国側は反対する意向を表明した。

その後、7月の洞爺湖サミットの際に行われた日韓の外相会談（8日）や首脳会談（9日）において、韓国は日本に対し、「深刻な憂慮」を伝えた。また、韓国の国会も同11日、竹島の領有権明記に反対する決議を可決した⁽⁴⁷⁾。

そして、7月14日に公表された中学校社会科の新学習指導要領の解説書には、北方領土について「我が国の固有の領土であるが、現在ロシア連邦によって不法に占拠されている」としたうえで、竹島については、「我が国と韓国の間にも竹島をめぐる主張に相違があることなどにも触れ、北方領土と同様に我が国の領土・領域について理解を深めさせることも必要である」と記述された⁽⁴⁸⁾。竹島については、「我が国固有の領土」と明記されず、こうした記述になったことについては、さまざまな議論があったと伝えられている⁽⁴⁹⁾。また政府は、その後の答弁書において、こういった記述でも、「竹島が北方領土と同様に我が国の固有の領土であるこ

とは明確にされているものと考えている」としている⁽⁵⁰⁾。

最終的には前述のような記述となったが、学習指導要領の解説書に竹島が記述されたことに対し、韓国は大きく反発した。発表された7月14日、韓国の外交通商部は抗議する報道官声明を出した⁽⁵¹⁾。李明博大統領は、「歴史を直視しながら未来志向的な日韓関係を構築していこうという両国首脳間の合意に照らして、深い失望と遺憾の意を表明せざるを得ない」「独島問題は歴史問題であり領土主権に関わる事項であるから紛争の対象になり得ない」と述べ、断固として厳重に対処するよう指示した⁽⁵²⁾。翌15日には権哲賢駐日大使を本国に一時帰国させる措置もとられた。また、この影響により、各種の交流事業などが中断されるといった事態が起きた。

そして29日には韓昇洙國務総理（首相）が竹島に上陸した。30日には韓国の空海軍が、竹島近海で初の大規模公開軍事演習を実施した⁽⁵³⁾。8月26日には韓国の国会は、学習指導要領解説書への記述など、日本の「独島領有権侵奪行為」への対策として「独島領土守護対策特別委員会」を設置した⁽⁵⁴⁾。これは「独島の持続可能な利

(46) 「『竹島は日本領』明記の方針 中学社会・新学習指導要領の解説書で」『読売新聞』2008.5.18.

(47) 「일본국의 독도영유권 주장 중단 촉구 결의안 채택의 건」<http://naph.assembly.go.kr/billDisplay.do?billId=PRC_T0P8K0T7S1B1A1E5L0Y2M3P9P1C2U1> 邦訳は次を参照。白井京「日本関係情報 韓国 竹島領有権をめぐる国会決議採択」『外国の立法』No.236-2, 2008.8, pp.33-34. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000207_po_02360212.pdf?contentNo=1>

(48) 文部科学省『中学校学習指導要領解説 社会編』日本文教出版, 2008, pp.41-42.

(49) 小田博士「学習指導要領解説書『竹島記述』をめぐる韓国内政干渉を許した舞台裏」『正論』439号, 2008.10, pp.246-253.

(50) 鈴木宗男衆議院議員提出「新学習指導要領解説書における領土問題の記述に関する質問主意書」（平成20年9月24日質問第6号）に対する答弁書（平成20年10月3日内閣衆質170第6号）<http://www.shugiin.go.jp/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/b170006.htm>

(51) 「일본 중학교 사회과 학습지도요령 해설서 관련 대변인 성명」2008.7.14. 外交通商部ウェブサイト <<http://www.mofat.go.kr/webmodule/htsboard/template/read/korboardread.jsp?typeID=24&boardid=11659&seqno=123>>

(52) 「“독도 자국영토 명기, 단호히 대처”」2008.7.14. 青瓦台ウェブサイト <http://www.president.go.kr/kr/president/briefing/briefing_view.php?uno=98&article_no=11&board_no=P02&search_key=&search_value=&search_cate_code=&order_key1=1&order_key2=1&cur_page_no=1&cur_year=2008&cur_month=07>

(53) 「竹島軍事演習を公開 韓国、世論の過熱浮き彫り」『産経新聞』2008.7.31.

(54) 「독도영토수호대책특별위원회 구성의 건」<http://naph.assembly.go.kr/billDisplay.do?billId=PRC_F0F8E0L8S2R6R1K7Q4B7A5N1Y7A7U4> 同委員会の活動期限は2009年8月25日とされた。

用に関する法律」「独島等島嶼地域の生態系保全に関する特別法」「東北アジア歴史財団設立・運営に関する法律」など、竹島関連法案の審査を行うものとされた。

(5) 2009年

2009年4月の中学校の教科書検定に際しては、韓国は歴史教科書に対して抗議する外交通商部の報道官声明を出し⁽⁵⁵⁾、国会は糾弾決議を可決した⁽⁵⁶⁾が、竹島関連では動きはなかった。

一方、同年12月25日には高校の学習指導要領の解説書が公表された。「地理歴史編」では竹島について明記されず、「北方領土など我が国が当面する領土問題については、中学校における学習を踏まえ、我が国が正当に主張している立場に基づいて的確に扱い、領土問題について理解を深めさせることが必要である」とされるにとどまった⁽⁵⁷⁾。これについて、前年の中学校の解説書に竹島について記述し、韓国から大きな反発を受けたため、韓国に配慮したもの

との見方が伝えられた⁽⁵⁸⁾。しかし、これに対しても、韓国は外交通商部の報道官声明で、「日韓間にはいかなる領土問題も存在しない」という立場を強調し、高校の学習指導要領の解説書が日韓関係に否定的な影響を招来し得るとして遺憾を表明した⁽⁵⁹⁾。ただ、こうした韓国の反応は、前年に比べ、抑制的なものと言えた⁽⁶⁰⁾。

(6) 2010年

2010年3月30日には、小学校の教科書の検定結果が発表された。5年生の社会の全教科書に竹島が取り上げられた。一部で地図上の帰属があいまいとの検定意見が付され、修正で韓国との国境線が加筆された。同日、韓国の外交通商部は報道官声明で抗議した⁽⁶¹⁾。そして韓国の国会は、4月2日、検定の取消しを求める決議を可決した⁽⁶²⁾。さらに28日、「独島領土守護対策特別委員会」を設置した⁽⁶³⁾。これは日本の「独島領有権侵奪の試み」を糾弾、是正し、根本的で中長期的な「独島領土守護対策」を講じるためのものとされた。

(55) 「일본 중학교 역사교과서 검정 결과에 대한 대변인 성명」2009.4.9. 外交通商部ウェブサイト <http://www.mofat.go.kr/webmodule/htsboard/hbd/hbdread.jsp?typeID=6&boardid=235&seqno=321554&c=&t=&pagenum=1&tableName=TYPE_DATABOARD&pc=&dc=&wc=&lu=&vu=&iu=&du=>>

(56) 白井京「日本関係情報 韓国 日本の中学校歴史教科書歪曲及び検定通過に対する糾弾決議」『外国の立法』No.239-2, 2009.5, pp.39-40. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000085_po_02390216.pdf?contentNo=1>

(57) 文部科学省『高等学校学習指導要領解説 地理歴史編』教育出版, 2010, p.108.

(58) 「高校は『竹島』触れず 中学と対応変える 文科省が指導要領解説書」『読売新聞』2009.12.25, 夕刊.

(59) 「일본 고교 교과서 해설서 개정 대변인 논평」2009.12.25. 外交通商部ウェブサイト <http://www.mofat.go.kr/webmodule/htsboard/hbd/hbdread.jsp?typeID=6&boardid=235&seqno=325913&c=&t=&pagenum=1&tableName=TYPE_DATABOARD&pc=&dc=&wc=&lu=&vu=&iu=&du=>>

(60) 「指導要領解説書『竹島』明記せず 韓国の反応抑制的」『読売新聞』2009.12.25, 夕刊.

(61) 「일본 초등학교 교과서 검정 결과에 대한 대변인 성명」2010.3.30. 外交通商部ウェブサイト <http://m.mofat.go.kr/xhtml/board_view.jsp?divisionid=9263&divisionnm=%C1%A4%BA%CE%B9%DF%C7%A5%B9%AE&ss=1&ss=&rnum=5>

(62) 「일본의 사회교과서 독도 영토표기 검정승인 취소 촉구 결의안」<http://naph.assembly.go.kr/billDisplay.do?billId=PRC_W1X0K0J4L0Z2Y1Z0H1M5K5V6L6V0I1> 邦訳は次を参照。藤原夏人「日本関係情報 韓国 社会科教科書の検定合格取消しを求める決議案の可決」『外国の立法』No.243-2, 2010.5, pp.36-37. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3050501_po_02430214.pdf?contentNo=1>

(63) 「독도영토수호대책특별위원회 구성 결의안」<http://naph.assembly.go.kr/billDisplay.do?billId=PRC_S1R0L0R4A2E6C109G0K8W0R2D8C6U9> 同委員会の活動期限は当初、同年12月31日とされたが、その後、3たび延長され、第18代国会の任期が終了する2012年5月29日までとされた。「독도영토수호대책특별위원회 활동기간 연장의 건」<http://naph.assembly.go.kr/billDisplay.do?billId=PRC_W1U1N1L2Q2Z7P1X2P0X1I5R9C7C4G1>

(7) 2011年

2011年3月には、中学校教科書の検定に関連して動きがあった。教科書検定の結果発表に先立つ3月10日、韓国の国会は、日本に対し竹島の領有権の主張の撤回と近隣諸国条項⁽⁶⁴⁾を順守した教科書検定を求める決議⁽⁶⁵⁾と、日本政府に対する竹島の領有権の主張の撤回要求に加え、広範な歴史問題での対応を要求する内容を含んだ決議⁽⁶⁶⁾を可決した⁽⁶⁷⁾。

30日には、中学校教科書の検定結果が発表された。地理と公民の教科書において竹島に関して記述したものが大幅に増えた。このときの教科書編集の指針となったのが、前述した2008年に改訂された学習指導要領の解説書である。竹島に関する同解説書の記述に各社が準拠したため、竹島関連の記述が増えることとなった⁽⁶⁸⁾。

同日、韓国の外交通商部は抗議する報道官声明を出した⁽⁶⁹⁾。おりしも、同年3月11日の東

日本大震災で韓国が日本を積極的に支援していたときだったので、韓国の反発は激しかった。4月1日、李明博大統領は記者会見で「天地開闢が2回あっても、独島は韓国領」と発言し、実効的支配の強化を継続する旨を表明した⁽⁷⁰⁾。また4日、韓国政府は竹島の施設建設事業などの強化策を発表した。このときに打ち出された措置については、Ⅲで詳述する。そして5日、韓国の国会は教科書検定の取消しを求める決議を可決した⁽⁷¹⁾。

(8) 2012年

2012年3月27日には高校の教科書検定の結果が発表された。地理の全教科書が竹島について記述した。同日、韓国は外交通商部の報道官声明で抗議した⁽⁷²⁾。

4 白書等への記述

日本政府は、竹島問題について外交青書や防

(64) 日本の教科用図書検定基準にある「近隣のアジア諸国との間の近現代の歴史的事象の扱いに国際理解と国際協調の見地から必要な配慮がされていること」の一項のこと。1982年の教科書検定の際、我が国の歴史教科書の記述の一部について、中国、韓国両国から寄せられた批判への対応として加えられた。「教科書検定制度の改善」文部科学省ウェブサイト <http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1318346.htm>

(65) 「일본의 독도영유권 주장 철회 및 근린제국조항을 준수하는 교과서 검정 촉구 결의안」 <http://naph.assembly.go.kr/billDisplay.do?billId=PRC_F1J1M0E3W0B8A1U5W0C0R5L0O8D0P5>

(66) 「한·일 양국 간 과거사 정리 및 미래지향적 관계 발전 촉구 결의안 (대안)」 <http://naph.assembly.go.kr/billDisplay.do?billId=PRC_K1G1J0K3X0K8T1U8Q4E9R3Y9S1T0I6>

(67) これら2つの決議について邦訳は次を参照。藤原夏人「日本関係情報 韓国 竹島の領有権等に関する2つの決議」『外国の立法』No.247-1, 2011.4, pp.33-36. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3050627_po_02470112.pdf?contentNo=1>

(68) 「教科書検定：中学校教科書、竹島問題を全社が記述 『固有の領土』を明記」『毎日新聞』2011.3.31.

(69) 「일본 중학교 교과서 검정 결과에 대한 대변인 성명」2011.3.30. 外交通商部ウェブサイト <http://isr.mofat.go.kr/webmodule/htsboard/hbd/hbdread.jsp?typeID=6&boardid=235&seqno=332704&c=&t=&pagenum=1&tableName=TYPE_DATABOARD&pc=&dc=&wc=&lu=&vu=&iu=&du=>>

(70) 「이 대통령 “천지개벽 두번 해도 독도는 우리땅”」2011.4.1. 青瓦台ウェブサイト <http://www.president.go.kr/kr/policy/policy_view.php?uno=10359>

(71) 「일본의 독도 왜곡 중학교 교과서 검정 승인 취소 촉구 결의안」 <http://naph.assembly.go.kr/billDisplay.do?billId=PRC_W1U1B0Y4S0U4E1J5G4Q6Q5H2B1Z2E2> 邦訳は次を参照。藤原夏人「日本関係情報 韓国 中学校教科書の検定承認取消しを求める決議」『外国の立法』No.247-2, 2011.5, pp.50-51. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3050645_po_02470215.pdf?contentNo=1>

(72) 「일본 고등학교 교과서 검정 결과에 대한 대변인 성명」2012.3.27. 外交通商部ウェブサイト <http://irn.mofat.go.kr/webmodule/htsboard/hbd/hbdread.jsp?typeID=6&boardid=235&seqno=341811&c=&t=&pagenum=1&tableName=TYPE_DATABOARD&pc=&dc=&wc=&lu=&vu=&iu=&du=>>

衛白書にも記述している。これら白書等の記述に対し、韓国政府は抗議を行っている。

外交青書では1997年版において竹島に関する日韓対立について記述された。1998年版及び1999年版には「竹島」という言葉は出てこないものの、日韓漁業協定についての記述はある。2000年版からは「日韓間には竹島をめぐる領有権の問題があるが、歴史的事実に照らしても国際法上も、明らかに日本固有の領土であるという日本政府の立場は一貫しており」「粘り強い外交努力を行っていく方針」などと記述されている(2007年版を除く⁽⁷³⁾)。年度によって若干の表現の相違があり、日本海呼称問題やその年の関連動向などと合わせて記述されている場合がある。

一方、防衛白書には1997年版から竹島に関する記述がみられる。2004年版までは「北方領土や竹島の領土問題が依然として未解決のまま存在している」といった記述となっていた。2005年版からは「わが国固有の領土である北方領土や竹島の領土問題が…(以下同)」といったように「わが国固有の領土」と明記されるようになった。

こうした記述に対して、韓国の外交通商部や

国防部は日本に対し抗議を行ってきた。特に、2005年以降、「わが国固有の領土」と明記されるようになった防衛白書に対しては、韓国の国防部は毎年、抗議を行っている。また、2010年には韓国の国会が、日本に対し、防衛白書の「独島領有権主張撤回」と日韓国交正常化交渉の際の竹島関連文書の公開を求める決議を可決した⁽⁷⁴⁾。この年は日韓併合100年にあたり、同決議は、日韓併合100年を契機に、日韓両国は新しい未来志向的信頼友好関係を構築しなければならないのに、日本の竹島領有権の主張は日韓関係に深刻な障害として作用するとしている。

また、白書ではないが、2008年2月、外務省は『竹島問題を理解するための10のポイント』というパンフレット⁽⁷⁵⁾を発行した。これに対し、韓国の東北アジア歴史財団は「日本が知らない10の独島の真実」⁽⁷⁶⁾というパンフレット、韓国海洋水産開発院は「独島ははたして日本の領土だったのか—日本外務省『独島』広報資料に対する批判」⁽⁷⁷⁾という文書を発行して反論を行っている。

一方、韓国政府が発行する白書等における竹島に関する記述に対し、日本政府は抗議を行う

(73) 2007年版には海底地形調査に関する動向は掲載されているものの、竹島に関するこうした記述はない。

(74) 「2010년도 일본 방위백서의 독도영유권 주장 철회 및 한·일 회담 독도관련문서 공개 촉구 결의안」<http://naph.assembly.go.kr/billDisplay.do?billId=PRC_A1Z0W0T9T1S3H1V5Z1T2A3C1O8U1I9> 次も参照。藤原夏人「日本関係情報 韓国 日韓併合100年をめぐる動き」『外国の立法』No.245-1, 2010.10, pp.33-38. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3050555_po_02450112.pdf?contentNo=1>

(75) 「竹島—竹島問題を理解するための10のポイント」<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/takeshima/pdfs/pmp_10issues.pdf>

(76) 동북아역사재단「일본이 모르는 10 가지 독도의 진실」2008. <<http://www.mofat.go.kr/webmodule/htsboard/template/read/korboardread.jsp?typeID=6&boardid=9264&seqno=312626>> 2011年に改訂版が出されている。<http://www.historyfoundation.or.kr/shtml/include/filedownload.asp?sidx=128&fname=110414_dokdo.pdf> また、駐日韓国大使館のウェブサイトには日本語訳がアップされている。「日本外務省の独島領有権主張に対する反駁文」<http://jpn-tokyo.mofat.go.kr/webmodule/htsboard/template/read/legengbdread.jsp?typeID=16&boardid=7841&seqno=616288&c=TITLE&t=&pagenum=2&tableName=TYPE_ENGLEGATIO&pc=undefined&dc=&wc=&lu=&vu=&iu=&du=>> これに対し、下條正男拓殖大教授が反論を行っている。「下條先生の反論レポート『韓国が知らない10の独島の虚偽』」島根県ウェブサイト <<http://www.pref.shimane.lg.jp/soumu/web-takeshima/takeshima04/dokutonokyogi/dokutonokyogi10.html>>

(77) 한국해양수산개발원「독도는 과연 일본 영토였는가?—일본 외무성『독도』홍보자료에 대한 비판—」2008. <http://www.kmi.re.kr/data/linksoft/admin/data_center_3/up_file/2008-07.pdf>

表2 韓国の竹島関連の政府機関

政府機関名	特に関連する部署	主な役割
国務総理室	政府合同独島領土管理対策団	政府合同独島領土管理対策団の運営など関係部署の意見調整
教育科学技術部		竹島関連学習資料の製作、普及
外交通商部	国際法律局領土海洋課	竹島に関する表記の誤解の是正。竹島領有権の強化政策の推進。国際紛争地域化の防止。史料・国際法的論理の発掘
国防部		竹島の周辺海域の警戒など竹島の領土守護
行政安全部		竹島関連の地方自治団体の支援
文化体育観光部	海外文化弘報院	竹島に関する広報
環境部		「独島等島嶼地域の生態系保全に関する特別法」により竹島を特定島嶼に指定。竹島の自然環境保全
国土海洋部		「独島の持続可能な利用に関する法律」による竹島の生態系保護及び水産資源開発総合計画の樹立。竹島内の施設管理
警察庁	慶北地方警察庁独島警備隊	警備隊運営など竹島の領土守護
文化財庁		文化財保護法により竹島を天然保護区域に指定。竹島の保全管理対策の推進
海洋警察庁		竹島に上陸する旅客船の安全管理及び竹島周辺海域の警備
慶尚北道	独島政策課	竹島への上陸管理についての業務。竹島及び周辺海域の管理、保全業務
東北アジア歴史財団	独島研究所	竹島関連の政策開発・支援、研究、調査、広報。竹島関連のアーカイブ機能の遂行

(出典) 国務総理室政府合同独島領土管理対策団「第299回国会(臨時会)独島領土守護対策特別委員会懸案報告」2011.4.4, p.7. を筆者が一部修正して作成

表3 「政府合同独島領土管理対策団」の構成

政府機関名	職位
国務総理室	国政運営1室長(団長)
教育科学技術部	学校支援局長
外交通商部	国際法律局長
国防部	政策企画官
行政安全部	地方行政局長
文化体育観光部	文化政策官
環境部	自然保全局長
国土海洋部	海洋政策局長
警察庁	警備局長
文化財庁	文化財保存局長
海洋警察庁	警備安全局長
慶尚北道	独島守護対策本部長
独島研究所	所長
国家情報院	-

(出典) 国務総理室政府合同独島領土管理対策団「第299回国会(臨時会)独島領土守護対策特別委員会懸案報告」2011.4.4, p.6.

場合もあれば、行わない場合もあったようである⁽⁷⁸⁾。2012年6月に発行された韓国の外交白書は、「韓国政府は歴史的・地理的・国際法的に韓国の固有の領土である独島に対する日本の不当な主張及び独島領有権を毀損させようとする日本の企図に対し、断固として厳重に対処

した」などと記述していた⁽⁷⁹⁾。これについて、抗議を行ったことを8月8日、玄葉光一郎外相が明らかにした⁽⁸⁰⁾。これに対し、韓国の外交通商部の報道官は、「日本の根拠がない抗議を一蹴し、韓国の立場を厳重に日本側に表明した」と述べた⁽⁸¹⁾。

Ⅲ 韓国の竹島に関する措置

1 概要及び実施体制

韓国の竹島関連の措置は、多岐にわたり、さまざまな政府機関によって担われている。竹島関連の政府機関とその役割は表2のとおりである。竹島問題に関する政府全体の調整機関として、2008年8月には国務総理室の傘下に「政府合同独島領土管理対策団」が設置された⁽⁸²⁾。同対策団は表3のように各政府機関から構成されている。

これら政府機関のうち、国土海洋部は、「独

(78) 「外務大臣会見記録(要旨)(平成24年8月)」外務省ウェブサイト <http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/kaiken/gaisho/g_1208.html#4-E>

(79) 외교통상부『2012 외교백서』외교통상부, 2012, pp.49-50.

(80) 前掲注(78)

(81) 「대변인 정례 브리핑」2012.8.9. 外交通商部ウェブサイト <http://dza.mofat.go.kr/webmodule/htsboard/hbd/hbdread.jsp?typeID=6&boardid=237&seqno=343311&c=&t=&pagenum=1&tableName=TYPE_DATABOARD&c=&dc=&wc=&lu=&vu=&iu=&du=>>

(82) 「정부합동독도영토관리대책단 규정」<<http://www.law.go.kr/admRulLsInfoP.do?admRulSeq=10000088332>>

島の持続可能な利用に関する法律」の運用を担当しており、現在の韓国における竹島に関する措置の遂行において重要な役割を担っている。同法に基づき、国土海洋部長官は5年ごとに「独島の持続可能な利用のための基本計画」を策定することとなっている。前述した第1次基本計画（2006-2010）に続き、現在は「独島の持続可能な利用2次基本計画（2011-15）」に基づいて事業が推進され、11 政府機関と1 地方自治体（慶尚北道）が43の事業を所管している。機関別の竹島関連事業と予算は表4のとおりである。

前述したように、2011年3月の日本の教科書検定の結果、中学校の地理と公民の教科書において竹島を記述したものが大幅に増加した。これを受け、韓国政府は「独島領有権強化」を打ち出した⁽⁸³⁾。これにより、韓国の竹島関連事業は強化されることとなった。

なお、最近の竹島関連事業に関する予算編成の問題点として、次の2点が指摘されている⁽⁸⁴⁾。第1に類似、重複した事業がみられることである。多くの機関が、記念館の建設事業や生態系モニタリング事業について、類似した事業を争うように推進しており、重複がみられるため、機関間の調整や連携の必要があるとされる。第2に施設の建設事業の比重が高すぎることである。多くの機関が展示館、体験館などの施設の建設を計画しており、竹島関連事業費の大半を占めている。そのため、環境保全、教育の強化、国際社会に対する広報などの事業も、バランス良く推進するよう、優先順位を調整する必要がある

あると指摘されている。

以下では、これらのうち、特に重要と思われる「独島総合海洋科学基地」の構築等の事業や、歴史研究、広報・教育活動などについて述べる。加えて、竹島ツアーや閣僚等の竹島上陸といった韓国における竹島関連動向についても紹介する。

なお、本稿の執筆に当たっては、韓国の竹島に関する措置について、政府機関等が発行した網羅的、体系的な資料が存在していないか、ウェブ上の情報などを調査したが、見当たらなかった⁽⁸⁵⁾。そのため、ウェブ上で入手できた各政府機関の国会提出資料や予算関連資料などに掲載された限られた情報に依拠して執筆を行った。そのため、断片的な記述にならざるを得なかった箇所があることについてお断りしておく。

2 「独島総合海洋科学基地」構築等の事業

前述した「独島の持続可能な利用2次基本計画」の事業のうち、国土海洋部は最も多くの事業を所管しており、予算規模も最も大きい。ここでは、同部の事業のうち、主なものについて概要を述べる。ここで述べる総合海洋科学基地や防波堤の建設事業等は、2011年4月にその詳細が明らかにされた⁽⁸⁶⁾。これらの韓国政府による竹島に係る一連の措置について、日本政府は抗議を行っている⁽⁸⁷⁾。なお、後述する李明博大統領の竹島上陸後の2012年8月、青瓦台（大統領府）の幹部がこれらの施設の建設を暫定的

(83) 국무총리실정부합동독도영토관리대책단「제 299 회 국회 (임시회) 독도영토수호 대책특별위원회현안보고」2011.4.4, pp.3-5.

(84) 국토해양위원회「2012 회계년도 국토해양위원회 소관 예산안 예비심사보고서」2011.11, pp.49-50.

(85) 韓国における竹島に関する比較的網羅的な資料としては慶尚北道が発行した『独島叢書』（경상북도『독도총서』경상북도, 2009.）がある。ただ2009年に刊行されたものであり、近年の韓国の竹島に関する措置について詳細に記述しているわけではない。

(86) 국토해양부「독도관련 사업 추진현황 보고」2011.4.4.

(87) 「佐々江外務事務次官による権哲賢（クオン・チョルヒョン）駐日韓国大使への抗議」2011.4.5. 外務省ウェブサイト <http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/23/4/0405_01.html>; 「権哲賢（クオン・チョルヒョン）駐日韓国大使による松本外務大臣表敬」2011.4.28. 外務省ウェブサイト <http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/23/4/0428_03.html>

表 4 韓国の政府機関別竹島関連事業及び予算

(単位:百万ウォン)

所管	事業	総事業費	事業費 (2011-2015)	年度別事業費				
				2011	2012	2013	2014	2015
	合計		1,098,383	38,131	89,387	259,273	350,480	361,112
国土海洋部	独島の海洋生態系、海水地質等、自然環境調査及び長・短期モニタリング		13,500	1,500	3,000	3,000	3,000	3,000
	独島の地盤浸食・亀裂等モニタリング		250	250	-	-	-	-
	独島海域のゴミ除去処理		500	-	-	-	-	500
	独島防波堤建設	407,400	403,700	3,700	-	50,000	150,000	200,000
	独島住民宿泊所の基盤施設拡充		700	-	700	-	-	-
	独島住民宿泊所の運営		472	72	100	100	100	100
	独島現場管理事務所設置		未定	-	-	-	-	-
	鬱陵(沙洞)港2段階開発事業	352,000	347,923	-	10,000	100,000	120,000	117,923
	独島管理船運営		7,140	1,428	1,428	1,428	1,428	1,428
	鬱陵島一周道路事業	136,600	136,100	7,000	20,000	40,000	45,000	24,100
	鬱陵島空港建設		未定	-	-	-	-	-
	独島周辺の海底地形の精密調査測量		1,000	-	-	-	1,000	-
	独島周辺の海流観測		160	32	32	32	32	32
	独島の領海起点モニタリング		10	-	-	10	-	-
	首都圏での独島博物館建設		未定	-	-	-	-	-
	安龍福記念館建設	15,000	4,600	4,600	-	-	-	-
	安龍福記念館運営		4,000	-	1,000	1,000	1,000	1,000
	独島博物館運営		5,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	独島体験館建設		12,000	-	1,345	5,695	4,960	-
独島総合海洋科学基地構築	43,000	33,000	7,300	18,600	7,100	-	-	
環境部	独島生態系モニタリング及び精密調査		404	71	74	76	78	105
	気候変化による独島及び鬱陵島の生態系変化に関する研究		120	60	60	-	-	-
	独島の植物種の起源及び移動(拡散・流入)経路の研究		355	67	69	71	73	75
	国立鬱陵島・独島生態体験館(研究教育センター)建設及び運営		53,000	-	2,700	35,400	8,900	6,000
文化体育観光部	独島関連資料の体系的な調査・収集及び情報提供		888	173	176	178	180	181
	子ども・青少年のための「独島体験館」運営		330	130	50	50	50	50
教育科学技術部	独島の歴史的根源強化のための研究調査及び史料発掘事業		2,500	500	500	500	500	500
	独島学確立のための学際研究		2,046	200	484	474	444	444
	歴史教育運営を通じた独島教育強化		1,249*	150	268	265	276	290
	教育対象別の独島探訪を通じた独島教育強化		1,375	265	270	275	280	285
	独島教育広報館新設の推進		7,000	3,000	1,000	1,000	1,000	1,000
農林水産食品部	領土・領海関連海外拠点センターの構築		1,200	84	216	300	300	300
	漁業実態及び水産資源の調査		1,200	150	150	300	300	300
国防部	独島のホンナマコ種苗培養場施設		4,000	-	2,000	2,000	-	-
	鬱陵島の海軍基地ヘリコプター着陸地の拡張		9,780	2,242	7,538	-	-	-
文化財庁	独島天然保護区域生態環境モニタリング		300	100	-	100	-	100
	帰化虫及び外来虫の流入防止及び自生植物の増殖・復元		500	100	100	100	100	100
山林庁	独島の山林生態系の復元		1,000	260	170	300	270	-
警察庁	独島警備隊の施設整備		3,605	955	1,200	400	400	650
気象庁	独島の海洋気象観測ブイの設置・運営		3,550	850	850	850	500	500
	鬱陵島・独島気候変化監視所の設置		12,068	1,850	6,891	1,109	1,109	1,109
国家報勲処	独島義勇守備隊記念館の建設		21,676	20	7,376	6,120	8,160	-
慶尚北道	独島の固有アワビの復元事業		182	22	40	40	40	40

(注) 出典のとおり、「独島」を使用した。

* 出典では1,029となっていたが、合計値が誤っていたため、修正した。

(出典) 韓国国会国土海洋委員会「2012 会計年度国土海洋委員会所管予算案予備審査報告書」2011.11, pp.47-48. を筆者が一部修正して作成

に中断すると語ったとの情報もあり⁽⁸⁸⁾、今後の見通しは不明である。

(1) 「独島総合海洋科学基地」の構築

竹島の北北西側 1km の海上に「独島総合海洋科学基地」という鉄骨基地を建設するものである。韓国の周辺海の海洋観測網を構成する事業の一環として、日本海海域の海洋・気象・自然災害などのリアルタイムの情報の確保がその事業目的とされている。建築の床面積は約 2,700㎡である。具体的な計画としては、2011年 4月から陸上で構造物の製作に着手し、2012年 12月までに構造物の建設を完了するとされている⁽⁸⁹⁾。

(2) 独島防波堤の建設

竹島の前面に海水通過が可能な防波堤を、環境に配慮した形で建設することが事業内容である。竹島訪問客の増加により、旅客船の安定的な接岸及び訪問客の安全の確保が目的とされている。具体的な計画としては、2011年中には基本設計を完了させ、2012年度に実施設計を完了する予定とされている。防波堤に水中庭園、展望台などを造成し、訪問客の滞留時間を延ばし、多様な眺望を可能にするねらいがあるとされる⁽⁹⁰⁾。

(3) 鬱陵島の沙洞港の 2 段階開発

後述するように、観光客が竹島を訪れるためにはまず鬱陵島に行く必要がある。その鬱陵島

についての事業として、沙洞港の 2 段階開発がある。これは、鬱陵島総合海上交通基地の構築を通じ、大型旅客船などの接岸が可能な規模の埠頭を確保することを目的としている。観光客の鬱陵島や竹島への訪問を支援し、竹島の領土管理の強化を企図するものとされている。第 1 段階の開発は 2008 年 12 月に完了している。事業内容は、接岸施設や防波堤などを建設することである。2011 年に基本実施設計を完了させ 2012 年に本格工事に着手する計画である⁽⁹¹⁾。

(4) 独島住民宿泊所の拡充

竹島には現在、住民 2 名、鬱陵郡職員 2 名、調査研究入島者などが居住している。独島住民宿泊所の拡充は、竹島住民の生活条件を改善し、公的業務遂行のための入島者の宿泊支援を行うことが目的である。これにより、竹島の西島にある既存の漁民宿泊所を拡充して、床面積が 119㎡から 354㎡に、2 階建てから 4 階建てへと拡張されることとなった⁽⁹²⁾。工事は、2009 年 5 月に開始され、当初、2011 年 7 月に完了する予定であったが、政府の強化方針により、2 か月早められ、同年 5 月に工事を終えた⁽⁹³⁾。8 月 5 日には慶尚北道が竣工式を行った⁽⁹⁴⁾。

(5) 独島入島支援センターの建設

独島入島支援センターの建設は、前述した 4 事業とは異なり「独島の持続可能な利用 2 次基本計画」に明記されたものではなく、2012 年 4 月に明らかにされた⁽⁹⁵⁾。同センターは、竹島

(88) 「李대통령 " 일본, 과거사 문제 너무 무성의 "(종합)」 2012.8.13. 聯合ニュース <http://app.yonhapnews.co.kr/YNA/Basic/article/new_search/YIBW_showSearchArticle_New.aspx?searchpart=article&searchtext=%EB%8F%85%EB%8F%84+%EA%B8%B0%EC%A7%80&contents_id=AKR20120813012851001>

(89) 前掲注(86), p.3.

(90) 同上, p.5.

(91) 同上, p.7.

(92) 同上, p.9.

(93) 「독도 주민숙소 4 층으로 증축 완공… ‘실효적 지배’ 따라 2 개월 앞당겨」『국민일보』 2011.5.5. <<http://news.kukinews.com/article/view.asp?page=1&gCode=all&arcid=0004923906&code=11131413>>

(94) 「독도 어민 새 숙소 새단장 준공」『매일신문』 2011.8.5. <http://www2.imaail.com/sub_news/sub_news_view.php?news_id=43253&yy=2011>

の訪問客の安全と行政管理を支援するためのものである。竹島の接岸施設付近に床面積 480㎡の3階建ての建物を建設することが目的とされた。2012年11月に設計が完了し、2013年1月に建築工事を発注し、同3月に着工、2015年に完成する予定となっている。

3 東北アジア歴史財団の設立と歴史研究

竹島の歴史的経緯について、日韓の見解は真っ向から対立している。そこで韓国政府は竹島に関する歴史研究を重視している。所管しているのは教育科学技術部であり、その傘下の東北アジア歴史財団が、実際に歴史研究に従事している⁽⁹⁶⁾。

島根県の竹島の日条例が制定された直後の2005年4月8日、東北アジア歴史財団の前身である「東北アジアの平和のための正しい歴史確立企画団」が設立された⁽⁹⁷⁾。その役割の一つに「独島問題に対する対応方案研究・開発」が定められた⁽⁹⁸⁾。

2006年5月には「東北アジア歴史財団設立運営に関する法律」⁽⁹⁹⁾が制定され、2006年9月に同財団が発足した。同財団は「東北アジアの歴史問題及び独島関連事項に対する長期的・総合的な研究・分析と体系的・戦略的政策開発を遂行することによって正しい歴史を確立して東北アジア地域の平和及び繁栄の基盤を用意することを目的とする」⁽¹⁰⁰⁾とされた。

そして、2008年8月14日には同財団内に、

竹島問題を専門的に扱う組織として「独島研究所」⁽¹⁰¹⁾が設立された。

東北アジア歴史財団には、2012年現在、約50名の研究職を含む約70名の職員がいる⁽¹⁰²⁾。

同財団は歴史問題や竹島に関連する研究、戦略・政策開発、刊行物の発行、国際学術会議、さらに「領土を愛する青少年独島キャンプ」といった行事の開催など、活発な活動を行っている。

同財団の研究領域は多岐にわたり、韓国と日本、中国、ロシアとの古代から近現代までの関係史、領土・領海に関する国際法、日本の戦後補償などのテーマが扱われている。具体的には、竹島や日本海呼称に関する歴史や国際法、高句麗史・渤海史、慰安婦、靖国神社、日本の歴史教科書、東アジア共同体などである。研究にとどまらず、日本の教科書や外務省パンフレットに対する批判なども行っている。

4 広報・教育活動

竹島について、韓国は広報・教育活動にも力を入れている。

韓国の教育科学技術部は「独島教育強化」の方針を掲げている⁽¹⁰³⁾。これは「日本の不当な独島領有権主張と歴史歪曲に対する韓国政府の断固として厳重な対応として、学生はもちろん一般人全てが独島に対する強い守護意志を持つこと」が目的とされている。

この一環として、最近では2012年4月から

(95) 국토해양부 「보도자료」 2012.4.12.

(96) 同財団には日本語サイトもあり、詳細な情報が掲載されている。 <<http://japanese.historyfoundation.or.kr/jpn/>>

(97) 「동북아의 평화를 위한 바른 역사정립 기획단의 설치 및 운영에 관한 규정」 <<http://www.law.go.kr/admRulLsInfoP.do?admRulSeq=10000069420>>

(98) 同上, 第2条

(99) 「동북아역사재단 설립·운영에 관한 법률」 <<http://www.law.go.kr/lInfoP.do?lInfoSeq=83465#0000>>

(100) 同上, 第1条

(101) 同研究所についても日本語サイトが存在し、詳細な情報が掲載されている。 <<http://www.dokdohistory.com/?stype=4>>

(102) 同財団については同財団のウェブサイト <<http://www.historyfoundation.or.kr/>> によった。

(103) 교육과학기술부 「보도자료」 2012.4.3. <<http://www.mest.go.kr/web/45859/ko/board/view.do?bbsId=294&boardSeq=30413>>

12月にかけて、教育科学技術部などが主催して独島展示会を開催している。大田にある国立中央科学館を皮切りに、全国4か所を巡回して行われる予定である⁽¹⁰⁴⁾。

他に「学生目線に合わせた多様な独島教育」のための「独島副教材」「独島ドキュメンタリーCD」の開発や普及、「独島訪問など、体験中心の独島教育実践の機会の提供・拡大」のための「独島を守る拠点学校・独島アカデミー」の運営、「独島教育」に対する教員の能力向上のための「オンライン教員研修」などが打ち出されている。

また、韓国の国立図書館等でも竹島に関連した事業を行っている。

国会図書館は、国会議員の立法活動を支援することを目的とする機関だが、一般の人も利用できる。国会図書館には2002年10月、「独島資料室」が設置され、現在は「独島・統一資料室」となっている。「独島資料」として、竹島関連はもちろん、国際法や領土問題、日本・韓国の歴史に関するものなど、幅広い分野の資料が開架されている⁽¹⁰⁵⁾。

国会図書館ではこのほか、竹島関連事業を推進しており、関連資料の発掘や収集事業に注力している。その一環として、2009年11月には竹島に「独島分館」を設置した⁽¹⁰⁶⁾。これは、国会図書館が慶尚北道地方警察庁と情報交流協力協定を締結し、独島警備隊の建物の正面に「国

会図書館独島分館」の表札板を設置するというものであった。2012年には国会図書館開館60周年を記念して「独島文献情報総目録」が刊行された。また記念行事として「独島資料展示会」の開催が予定されている⁽¹⁰⁷⁾。

一方、国立中央図書館には、同館の一組織として国立子ども青少年図書館があり、その地下1階に「子ども独島体験館」が設置されている⁽¹⁰⁸⁾。竹島の歴史、自然環境の紹介、竹島の模型、デジタル映像、図書展示などを通じ、子どもと青少年の竹島に対する理解と関心を高めることがその目的とされている。

このほか、2012年に開催された麗水国際博覧会では、海洋ベスト館の展示に「独島総合海洋科学基地」の映像があったため、日本政府は6月2日に行われたジャパンデーへの高官の参加を中止する⁽¹⁰⁹⁾といったことがあった。

5 竹島ツアーの開始と拡大

竹島は1982年に韓国政府により天然記念物に指定され、「独島天然保護区域」となっている⁽¹¹⁰⁾。以前は、文化財保護法の規定により、公開が制限され、一般人が上陸するためには許可が必要だった⁽¹¹¹⁾。しかし、2005年3月24日に、政府の基準が変更され、申告制に改められた。この措置は、その直前の島根県の竹島の日条例制定への対抗措置とみられた。これにより、竹島観光ツアーが開始されることとなった。

(104) 「2012년 독도 전시회 개최 안내」 2012.3.21. 教育科学技術部ウェブサイト <<http://www.mest.go.kr/web/1126/ko-board/view.do?bbsId=192&pageSize=10¤tPage=9&boardSeq=28161&mode=view>>

(105) 併せて、「統一資料」として、北朝鮮や南北関係に関する資料が開架されている。

(106) 국회도서관 『국회도서관 연간보고서』 국회도서관, 2009, p.25.

(107) 국회도서관 「보도자료」 2012.2.20.

(108) 「어린이 독도체험관」 国立子ども青少年図書館ウェブサイト <<http://www.nlcy.go.kr/section/cyber/dokdo/dokdo01.asp>>

(109) 「2012年麗水(ヨス)国際博覧会における展示物について」 2012.6.1. 外務省ウェブサイト <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/takeshima/yeosu120601.html>> 展示内容等については次を参照。「日韓：緊張と交流と 麗水エキスポ、竹島問題の一方でにぎわう日本館」『毎日新聞』2012.7.19.

(110) 文化財庁ウェブサイト <http://www.cha.go.kr/korea/heritage/search/Culresult_Db_View.jsp?mc=NS_04_03_02&VdkVgwKey=16,03360000,37>

(111) 「독도입도 종합안내」 <http://intodokdo.go.kr/Island/page.htm?mnu_siteid=dokdo&mnu_uid=241>

竹島観光ツアー開始時は、1日140名、1回70名までとされた。これが、同年8月1日には1日400名、1回200名までに拡大された。さらに、2006年11月30日には1日1,880名、1回470名に拡大された。そして2009年6月23日には1日1,880名までという制限は廃止され、1回470名までという制限のみが残った⁽¹¹²⁾。現在では鬱陵郡の条例によって上陸の手続きが定められている⁽¹¹³⁾。

近年では毎年約10万名が竹島を訪れたとされ、訪問客は2010年末までに累計で40万名を超えたとされている⁽¹¹⁴⁾。

なお、外務省は、日本国民がこうした韓国の手続きに従って竹島に入域することについて、自粛を求めている⁽¹¹⁵⁾。韓国の管轄権や領有権を認めたととられかねないためである。それでも毎年約100名の日本人が竹島を訪れているとされている⁽¹¹⁶⁾。

竹島に行くには、まず鬱陵島に行かなければならない。鬱陵島へは、浦項や墨湖などから行くことができ、いくつかの旅行社がツアーを組んでいる。竹島観光はそのオプションツアーとして実施されているようである。

鬱陵島には独島博物館がある。この独島博物館は、1995年に日本の統治からの解放50周年を記念し、サムスン文化財団によって建設された。「独島及び朝鮮海（東海）をめぐる関連資料を発掘・収集・研究し、その結果をもとに展示・管理・教育・広報することにより、日本の独島

領有権主張に反論できる資料と理論の土台を構築すると同時に国民の領土意識と民族意識を鼓舞すること」がその建設目的であるとされている⁽¹¹⁷⁾。竹島が韓国固有の領土であることを示す資料や、日本の主張に反論するための資料などが展示されている第1～3展示室、竹島の植物、鳥類、魚類などを見ることができ自然生態映像室などからなる⁽¹¹⁸⁾。

6 大統領・閣僚等の竹島上陸

北方領土問題では、大統領をはじめ、ロシア要人の相次ぐ訪問が問題となったことがあった。表5にあるように、竹島にも韓国の閣僚等が相次いで上陸し、日本は抗議している⁽¹¹⁹⁾。2005年の島根県の竹島の日条例制定後には多くの国会議員が上陸した。また、2008年、学習指導要領解説書に竹島が記述された後には首相が上陸したように、日本側に何らかの動きがあると、それへの対抗措置として要人が竹島に上陸し、韓国領であることをアピールする機会が多い。

2011年には竹島においてイベントが開催される例も見られた。10月には韓国の財団などが主催するファッションショーが行われ、慶尚北道知事も観覧した⁽¹²⁰⁾。11月には「独島を守る国会議員の集い」が主催する「美しい私たちの土地独島音楽会」が開催された⁽¹²¹⁾。

また、2011年5月には韓国の国会議員3名が北方領土を訪問した。竹島問題に活用する意図

(112) 前掲注(83), p.9.

(113) 「울릉군 독도 천연보호구역 관리 조례」 <<http://www.law.go.kr/LSW/ordinInfoPWah.do?ordinSeq=5261240020002&gubun=ELIS>>

(114) 前掲注(83), p.9.

(115) 前掲注(3)

(116) 「こちら特報部 日韓領有権主張の竹島 韓国の実効支配着々 海洋科学基地建設へ アワビ事業、発電所も 隣島と定期航路開設」『東京新聞』2011.3.11.

(117) 独島博物館ウェブサイト <http://www.dokdomuseum.go.kr/page.htm?mnu_uid=221&>

(118) 同上 <http://www.dokdomuseum.go.kr/page.htm?mnu_uid=452&gbcode=ex00&e_seq=53>

(119) 最近の抗議については前掲注(3)

(120) 「독도에서 '이영희 한복패션쇼」 2011.10.28. 慶尚北道インターネット新聞 <<http://news.gyeongbuk.go.kr/main/php/index.php?pageCode=articleView&idx=8387>>

を持ったものとみられた。これについても日本は抗議した⁽¹²²⁾。3議員は国会の独島領土守護対策特別委員会の所属議員であった。

一方、同年8月には韓国の鬱陵島を訪問しようとした日本の国会議員3名の入国を、韓国政府が拒否するという事件が起きた。またそれに先立ち訪韓した下條正男拓殖大教授も入国を拒否されている⁽¹²³⁾。

なお、玄葉外相は2012年1月24日に行われた外交演説において竹島問題について言及し

た⁽¹²⁴⁾。外相が外交演説において竹島問題に言及するのは、1963年に大平正芳外相が、日韓外交正常化交渉との関連で言及して⁽¹²⁵⁾以来、49年ぶりのことであった。玄葉外相は、閣僚や国会議員等の竹島への上陸をはじめ、さまざまな動きがあったことを、外交演説で竹島問題に触れた理由として説明している⁽¹²⁶⁾。韓国はこれに対し、抗議し撤回を要求する外交通商部報道官の声明を出した⁽¹²⁷⁾。

そして、日韓関係に決定的な影響を及ぼすこ

表5 竹島に上陸した主な韓国の国会議員や閣僚等 (2005年以降)

年月日	氏名等
2005	3.18 国会「独島守護及び日本の歴史教科書歪曲対策特別委員会」*の金泰弘委員長、姜昌一、柳基洪、高鎮和、李永順各議員
	3.19 許准榮警察庁長、兪弘濬文化財庁長、李義根慶尚北道知事。ハンナラ党の姜在渉院内代表、孟亨奎政策委員長、金武星事務総長
	3.20 民主労働党の金惠敬代表、李永順、趙承洙各議員
	5.2 陳大濟情報通信部長官
	8.15 国会韓民族統一研究会の林仁培会長ら所属議員
	10.5 朴權惠ハンナラ党代表ら国会国防委員会の所属議員
2006	5.1 鄭東泳ウリ党議長
2008	7.14 ハンナラ党の鄭夢準、朴順子両最高委員、李相得議員。民主党の丁世均代表、金民錫、朴柱宣、金振杓各最高委員
	7.29 韓昇洙国務総理、柳仁村文化観光部長官、鄭鍾煥国土海洋部長官
	8.29 魚清秀警察庁長
	10.21 国会国防委員会の所属議員
2010	4.18 金炯昨国会議長
2011	4.1 李周浩教育科学技術部長官
	4.12 李在五特任長官
	5.25 白喜英女性部長官
	6.15 孟亨奎行政安全部長官
	7.5 国会行政安全委員会の李仁基委員長ら所属議員
	8.1 李在五特任長官
	8.5 金寛容慶尚北道知事 (独島住民宿泊所の竣工式に出席)
	10.28 金寛容慶尚北道知事 (ファッションショーを観覧)
11.11 「独島を守る国会議員の集い」の朴宣映代表ら所属議員 (音楽会を開催)	
2012	6.28 セヌリ党の黄祐呂代表、兪奇濬、李貞鉉両最高委員
	8.10 李明博大統領、劉榮淑環境部長官、崔光植文化体育観光部長官
	8.19 孟亨奎行政安全部長官、金寛容慶尚北道知事、李秉錫国会副議長、金讚文化財庁長 (「独島守護標示石」の除幕式に出席)

*同委員会の設置が決議されたのは2005年4月だが、同年3月に与野党で設置が合意され、活動が開始されていた。(出典) 韓国の新聞記事等をもとに筆者作成

(121) 「독도에서 전 세계로 울려 퍼진 '독도 아리랑」『한국일보』2011.11.12. <<http://economy.hankooki.com/lpage/politics/201111/e2011111215065893120.htm>>

(122) 「松本外務大臣による権哲賢(クォン・チョルヒョン)駐日韓国大使への申入れ」2011.5.25. 外務省ウェブサイト <http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/23/5/0525_03.html>

(123) 「울릉도 방문 밝힌 日 우익교수, 몰래 入國 적발... 오늘 새벽(오전 1시 40분) 추방」『조선일보』2011.8.1. <http://news.chosun.com/site/data/html_dir/2011/08/01/2011080100143.html>

(124) 第180回国会衆議院会議録第1号 平成24年1月24日 p.6.

(125) 第43回国会衆議院会議録第2号 昭和38年1月23日 p.15.

(126) 「外務大臣会見記録(要旨)(平成24年1月)」外務省ウェブサイト <http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/kaiken/gaisho/g_1201.html#7-F>

ととなったのが、2012年8月10日の李明博大統領の竹島上陸である。韓国大統領としては初めてのことであった。閣僚2名なども同行した。これにより、日韓関係は大きく悪化することとなった。

大統領の竹島上陸について、任期終盤で求心力が落ちるなか、指導力の回復を図るためのものであるなどといった見方が伝えられた⁽¹²⁸⁾。また、13日、大統領は竹島上陸の背景として、従軍慰安婦問題に対する日本政府の消極的な態度があったことを示す発言を行った⁽¹²⁹⁾。さらに、大統領は14日、「(天皇も)韓国を訪問したいならば、独立運動をして亡くなられた方々のもとを訪ね、心から謝罪すればいい」などと発言した⁽¹³⁰⁾。これに対し日本では反発が広がり、日韓関係はさらに冷え込むこととなった。

日本は抗議の意思を示すため、大統領が竹島に上陸した10日、武藤正敏駐韓大使を日本に一時帰国させた。17日、日本政府は、ICJへの合意付託の提案や体制強化など、大統領の竹島上陸への対応措置を発表した⁽¹³¹⁾。また同日、野田佳彦首相は、李明博大統領に対し、竹島上

陸への遺憾の意を伝えるとともに、ICJへの合意付託を近く韓国側に提案する旨を伝える親書を送った⁽¹³²⁾。そして21日、日本政府は竹島の領有権問題についてICJへの合意付託に同意するよう提案する口上書を韓国政府に提出した⁽¹³³⁾。

しかし韓国は24日、野田首相の親書を郵送で返送した。また30日、ICJへの合意付託についての日本の提案を拒否すると回答した。これに対し玄葉外相は談話で、単独での付託を含め、適切な手段を講じていく考えを示した⁽¹³⁴⁾。

こうしたなか、日本の国会は、「李明博韓国大統領の竹島上陸と天皇陛下に関する発言に抗議する決議」を衆議院が24日、参議院が29日に可決した⁽¹³⁵⁾。これらに対し韓国は、外交通商部報道官声明で批判した⁽¹³⁶⁾。

一方、韓国の国会は9月3日、日本の竹島領有権の主張の撤回を求める決議を可決した⁽¹³⁷⁾。日本政府が外交青書や防衛白書、教科書において、日本が竹島の領有権を主張していることを糾弾する内容であった。

本稿の脱稿時点(2012年9月21日)では、事

(127) 「일본 외무대신의 외교 연결중 독도 관련 언급에 대한 대변인 성명」2012.1.25. 外交通商部ウェブサイト <<http://www.mofat.go.kr/webmodule/htsboard/template/read/korboardread.jsp?typeID=6&boardid=235&seqno=340896>>

(128) 「李大統領の独島訪問 政権末期反映しさまざまな背景」2012.8.10. 聯合ニュース <<http://japanese.yonhapnews.co.kr/headline/2012/08/10/0200000000AJP20120810003100882.HTML>>

(129) 「국회의장단 초청 오찬 관련 브리핑」2012.8.13. 靑瓦台ウェブサイト <http://www.president.go.kr/kr/president/briefing/briefing_view.php?uno=1395&article_no=464&board_no=P02&search_key=&search_value=&search_cate_code=&order_key1=1&order_key2=1&cur_page_no=1&cur_year=2012&cur_month=>

(130) 「天皇陛下訪韓に関する14日発言」『読売新聞』2012.8.16.

(131) 「李明博韓国大統領の竹島上陸への対応措置(官房長官発表)」2012.8.17. 外務省ウェブサイト <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/takeshima/taiiousoti_120817.html>

(132) 「野田総理発李明博(イ・ミョンバク)大統領宛親書の伝達」2012.8.17. 外務省ウェブサイト <http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/24/8/0817_02.html>

(133) 「竹島問題についての国際司法裁判所への合意付託等に係る韓国政府への提案」2012.8.21. 外務省ウェブサイト <http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/24/8/0821_04.html>

(134) 「外務大臣談話 韓国政府の竹島問題を国際司法裁判所に合意付託する等の我が国提案への拒否について」2012.8.30. 外務省ウェブサイト <http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/24/dgk_0830.html>

(135) 「李明博韓国大統領の竹島上陸と天皇陛下に関する発言に抗議する決議」<http://www.shugiin.go.jp/itdb_anna/nsf/html/statics/topics/ketugi120824%281%29-1.html>; 「李明博韓国大統領の竹島上陸と天皇陛下に関する発言に抗議する決議」<<http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/180/120829-1.html>>

態が完全に収束したとは言えず、今後の展開を注視する必要がある。

おわりに

竹島問題について、日韓の立場は相容れず、問題解決の兆しは全く見えていない。本稿で述べたように、特に、2005年の島根県の竹島の日条例制定以後、日韓の対立は激化した。その後も、日本では教科書等への記述、韓国では竹島関連の施設の建設や閣僚等の竹島上陸などが行われ、双方がそれに抗議するといったことが続いてきた。そして、2012年に、李明博大統領が竹島に上陸した。これにより、日韓関係は大きく悪化し、竹島問題の先行きはますます不透明となった。

韓国の竹島に関する措置は、前述したように、政府の各機関によって担われ、内容も多岐にわたる。資料の制約もあり、その全体像を把握することは難しい。また、竹島に関する韓国の動きについて日本では十分に報道されているわけではない。

しかし、竹島問題に対応する上でも、韓国の動向を把握することは重要であると思われる。時々で発生する事象を把握するのみならず、長期的な動向を踏まえることが必要であろう。本稿では、竹島に関する日韓の対立が激化した2005年以後の主要な動向を鳥瞰することを試みた。近年の竹島に関する動向を理解する一助になれば幸いである。

(やまもと けんたろう)

(136) 「일본 중의원 결의 (8.24) 관련 외교통상부 대변인 논평」 2012.8.24. 外交通商部ウェブサイト <http://www.mofat.go.kr/webmodule/htsboard/template/read/korboardread.jsp?typeID=6&boardid=235&seqno=343603&c=&t=&pagenum=1&tableName=TYPE_DATABOARD&pc=&dc=&wc=&lu=&vu=&iu=&du=>>; 「일본 참의원 결의 (8.29) 에 대한 외교통상부 대변인 논평」 2012.8.29. 外交通商部ウェブサイト <http://www.mofat.go.kr/webmodule/htsboard/template/read/korboardread.jsp?typeID=6&boardid=235&seqno=343755&c=&t=&pagenum=1&tableName=TYPE_DATABOARD&pc=&dc=&wc=&lu=&vu=&iu=&du=>>

(137) 「일본의 독도 영유권 주장 철회 촉구 결의안 (대안)」 <http://naph.assembly.go.kr/billDisplay.do?billId=PRC_K1M2C0K8D2P1L1G6I5D6H1T8Z0V7X8>